第２号様式

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

|  |
| --- |
| 鳥　第　　号令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥栖市長　　　都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、令和　　年　　月　　日付けで届出のあった下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので、通知します。記 |
| １ 地区名 | 鳥栖北部丘陵新都市地区 |
| ２ 行為の場所 | 鳥栖市弥生が丘　　丁目　　　番 |
| ３ 行為の着工予定日 | 令和　　年　　月　　日 | ４ 行為の完了予定日 | 令和　　年　　月　　日 |
| ５建設又は施行の方法 | (１)土地の区画形質の変更 | 区域の面積　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| (２)建築物の建築又は工作物の建設 | (イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） |
| (ロ)設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外部分 | 合計 |
| (ⅰ)敷　地　面　積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ)建築又は建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅲ)延　べ　面　積 | ㎡（　　　　㎡） | ㎡（　　　　㎡） | ㎡（　　　　㎡） |
| (ⅳ)高　　　　さ地盤面から 　　 ｍ | (ⅴ)用途　 |
| (ⅵ)垣又はさくの構造 |
| (３)建築物等の　 用途の変更 | (イ)変更部分の延べ面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| (ロ)変更前の用途 | (ハ)変更後の用途 |
| (４)建築物等の形態又　 は意匠の変更 | 変更内容 |
| (５)木材の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 備考　当該届出に係る事項のうち、設計又は施行の方法の変更が生じた場合は、都市計画法第５８条の２第２項の規定に基づき、工事着手の３０日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。 |